

水質の環境基準達成状況概要（平成 30 年度）

水質汚濁防止法第 15 条の規定に基づき、県は昭和 46 年度から県内公共用水域における水質汚濁の状況を常時監視しています。平成 30 年度は、環境基準の水域類型をしている 7 本川 44 支川を中心に、河川で 123 地点、湖沼で 2 地点において水質調査を実施しました。

全シアン、カドミウム等の人の健康の保護に関する項目（27 項目）については、91 地点で採水し分析した結果、すべての地点で環境基準を達成・維持していました。

pH（水素イオン濃度）、D0（溶存酸素量）等の生活環境の保全に関する項目（5 項目）については、類型ごとに基準が定められています。平成 30 年度の環境基準適合率（総検体数に占める適合検体の割合）は 87.2%でした。

水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）でみると、地点ごとに 75% 評価（年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かによる評価）で判定しますが、平成 30 年度における BOD の達成率は 98.6%で、平成 29 年度の全国河川の達成率 94.0%を上回っています。

